三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
2　1　主伐は、択伐による。
2　2　主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の町
3　ものとする。
(二)　立木の間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の間伐の限度　次のとおりとする。
(二)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき事業の次のとおり告示する。

一　指定施業要件を変更する森林の所在場所
徳島県美馬市美馬町字池ノ浦一四の一、一四の三、一四の四、一七の二、八五から八七まで、九の一、九の二の一、九の二の二、九の九の二の一、九の九の二の二、九の九の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の二、一〇二の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇三の二、一〇三の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇三の四から一〇三の七まで、一〇四の二、一〇四の三、一〇四の四、一〇八から一一一まで、一三七の一、一三七の二、一三七の四から一三七の六まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一から一四〇まで、二六八の一、二六九、二八六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
2　1　主伐は、択伐による。
2　2　主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の町
3　ものとする。
(二)　立木の間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の間伐の限度　次のとおりとする。
(二)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市美馬町字池ノ浦一四の一、一四の三、一四の四、一七の二、八五から八七まで、九の一、九の二の一、九の二の二、九の九の二の一、九の九の二の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の二、一〇二の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇三の二、一〇三の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇三の四から一〇三の七まで、一〇四の二、一〇四の三、一〇四の四、一〇八から一一一まで、一三七の一、一三七の二、一三七の四から一三七の六まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一から一四〇まで、二六八の一、二六九、二八六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
2　1　主伐は、択伐による。
2　2　主伐として伐採をすることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の町
3　ものとする。
(二)　立木の間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の間伐の限度　次のとおりとする。
(二)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき事業の次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年十月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類

1　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

2　一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3　起業地

1　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝、字白山、字田表、字伊里前、字吉野沢、字川内、字中野及び字草木沢地内

宮城県気仙沼市本吉町柳沢、本吉町二十一浜、本吉町菅の沢、本吉町外尾、本吉町蕨野、本吉町泉沢、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町新圃の沢、本吉町新北明戸、本吉町圃の沢、本吉町卯名沢、本吉町中島、本吉町道外、本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町大森、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

⑵　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝、字白山、字田表、字伊里前、字吉野沢、字川内、字中野及び字草木沢地内

宮城県気仙沼市本吉町柳沢、本吉町二十一浜、本吉町菅の沢、本吉町外尾、本吉町蕨野、本吉町泉沢、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町新圃の沢、本吉町卯名沢、本吉町中島、本吉町道外、本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

2　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内

⑵　使用の部分　宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内の歌津インターチェンジ（仮称）から気仙沼市本吉町九多丸地内の大谷インターチェンジ（仮称）までの延長15.6㎞の区間（以下「本件自専道区間」という。）における「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）である。

本件自専道事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「自専道本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、自専道本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。自専道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。さらに、自専道本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内における延長65ｍの区間（以下「本件一般道路区間」という。）における「一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件一般道路事業」という。）である。

本件一般道路事業のうち、「一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）」（以下「一般道路本体事業」という。）と、一般道路本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件一般道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自専道区間及び本件一般道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道45号三陸縦貫自動車道（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、東日本大震災により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には道路損壊、浸水等により全面通行止めになるなど、自然災害による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。